

三浦市中小企業信用保証料補助制度のご案内

三浦市では、市内の中小企業者の方を対象に『神奈川県小規模事業資金』及び『神奈川県小口零細企業保証資金』を利用した際に支払った信用保証料の一部を補助しています。

なお申請は、ご融資の手続きの際に各金融機関窓口にて簡単に行うことができますので、どうぞご利用ください。

補助対象となる資金

■ 神奈川県中小企業制度融資のうち次のもの（平成29年4月1日現在）

- ① 小規模事業資金
- ② 小口零細企業保証資金

補助率

■ 払込み保証料の2分の1、限度額5万円

補助の対象要件

■ 次のいずれにも該当することが必要です。

- ① 市内で1年以上引き続き事業を営んでいる中小企業者 かつ、
個人にあっては市内に1年以上引き続き居住している方
- ② 市税に滞納のない方
- ③ 上記、対象資金の融資を受け、神奈川県信用保証協会に保証料を支払った方

申請方法

- 申請手続・・・各金融機関窓口にて、ご融資手続と併せてご申請ください。
 - 申請期間・・・保証料払込み日から4ヶ月以内
- ※申請書は各金融機関に備え付けのほか、三浦市ホームページからもダウンロードできます。

補助金のお支払の時期

- 申請書が市へ到達した後、納税状況を確認し、『補助金交付（不交付）決定通知書』を申請者（お客様）へ郵送します。
 - 申請者（お客様）は、『補助金交付決定通知書』がお手元に届きましたら、同封の『補助金請求書』を市役所観光商工課までご提出ください。（郵送可）
 - 請求後、一月以内に指定の金融機関口座に補助金をお振り込みします。
- ※なお、申請書は金融機関窓口で申請後、信用保証協会を経由するため、申請から支払完了までに数ヶ月を要する場合がありますのでご承知おきください。

お問い合わせ

- 三浦市役所 観光商工課【TEL046-882-1111（内線77324）】
所在地：三浦市三崎5丁目245-7 魚市場4階
- 各金融機関窓口まで